

廃棄物処理法の罰則

廃棄物処理法の罰則のうち、排出事業者に関連する罰則は、以下「罰則一覧表」のとおりです。

廃棄物処理法における罰則一覧表（平成23年4月1日施行後）

1 罰則に係る行為及び罰の内容

刑 罰	法	号	該当する行為
5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれの併科	25条	6	無許可業者に廃棄物処理を委託
		8	廃棄物処理施設を無許可で設置
		9	不正の手段により、廃棄物処理施設の設置許可を取得
		10	廃棄物処理施設の許可事項を無許可で変更 ※許可事項を変更するのに許可が必要なケース ・処理施設の処理能力を10%以上増加させる場合 ・処理施設の位置を変更する場合 ・処理施設の処理方式を変更する場合 その他、処理施設ごとに変更許可が必要なケースは、廃棄物処理法施行規則第5条の2及び第12条の8によって、それぞれ規定されている
		11	不正の手段により、廃棄物処理施設の変更許可を取得
		12	廃棄物を不正に輸出
		14	廃棄物の不法投棄
		15	廃棄物の不法焼却

刑 罰	法	号	該当する行為
3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれの併科	26条	1	廃棄物の処理を、委託基準に反した方法で委託
		2	行政からの改善命令・使用停止命令に違反
		3	無許可で、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を譲り受け又は借り受け
		4	無許可で国外廃棄物を輸入 ※輸出の場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金 ※輸入の場合は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
		5	国外廃棄物輸入の許可条件違反
		6	「不法投棄」又は「不法焼却」する目的で、廃棄物を収集運搬

刑 罰	法	号	該当する行為
6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金	29条	1	欠格要件に該当する事態になった場合、又は建設廃棄物の保管場所を届け出なかった、あるいは虚偽の届出をした者
		2	廃棄物処理施設の変更許可後、「使用前検査」を受けずに、施設を使用した者

廃棄物処理法の罰則

刑 罰	法	号	該当する行為
6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金	29条	3	管理票を交付しなかった、又は虚偽の記載をして管理票を交付した者
		7	管理票又はその写しを保存しなかった者（保存期間は、5年）
		8	虚偽の記載をして管理票を交付した排出事業者（中間処理業者を含む）
		11	電子マニフェストを使用するために、情報処理センターに虚偽の登録をした者
		13	行政からの管理票に関する規定遵守の勧告に従わず、更にその勧告に関する措置命令にも違反した者
		16	土地の形質の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
		17	廃棄物処理施設で事故が発生したが、応急的な措置を講じておらず、更に都道府県知事からの措置命令にも違反した施設の設置者

刑 罰	法	号	該当する行為
30万円以下の罰金	30条	1	帳簿を備えず、規定事項を帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をした 一般廃棄物収集運搬業者 一般廃棄物処分業者 産業廃棄物収集運搬業者 特別管理産業廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物処分業者 特別管理産業廃棄物処分業者 産業廃棄物処理施設設置者
		2	変更届をせず、又は虚偽の届出をした 一般廃棄物収集運搬業者 一般廃棄物処分業者 一般廃棄物処理施設設置者 産業廃棄物収集運搬業者 特別管理産業廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物処分業者 特別管理産業廃棄物処分業者 産業廃棄物処理施設設置者
		3	一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者で、検査を拒否し、妨害し、又は忌避した者
		4	一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者で、施設の維持管理記録を作らず、又は虚偽の記録をした者
		5	産業廃棄物処理施設の設置事業者で、その事業所に産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物処理責任者を置かなかった者

廃棄物処理法の罰則

刑 罰	法	号	該当する行為
30万円以下の罰金	30条	6	行政からの報告徴収に対し、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
		7	立入検査や廃棄物の収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
		8	一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者で、その施設に技術管理者を置かなかった者

刑 罰	法	号	該当する行為
20万円以下の過料	33条	1	非常災害のために必要な応急措置として事業場外保管届出義務違反 土地形質変更届出違反
		2	処理計画届出義務違反
		3	処理状況報告義務違反

2 雇い主である法人又は人に係る罰則（当該法人等及び行為者の双方を罰する。）

法第32条\内容	罰則に係る行為者	罰則に係る行為者の行為の内容	雇い主である法人又は人の罰の内容
法人に係る両罰規定	●法人の代表者、代理人、使用人その他の従業員	●法人の業務に関し、25条第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号若しくは第15号又は第2項に該当する違反行為をしたとき	3億円以下の罰金
		●法人の業務に関し、25条第1項（第1号から第4号まで、第12号、第14号及び第15号を除く。）、26条、27条、28条第2号、29条又は30条に該当する違反行為をしたとき	それぞれの規定で定める罰
人に係る両罰規定	●人の代理人、使用人その他の従業員	●人の業務に関し、25条、26条、27条、28条第2号、29条又は30条に該当する違反行為をしたとき	それぞれの規定で定める罰

次の罰則は、省略した。

- 法第27条 無確認輸出の予備に対する罰則
- 法第31条の情報処理センター及び廃棄物処理センターに対する罰則